

蜜蜂を取り巻く情勢

昨年引き続き腐蛆(そ)病が発生しました

全国的に毎年腐蛆(そ)病は発生しています。
H27：130群、H28：90群、H29：74群

京都府内でも昨年度に引き続き発生しました。
家畜保健衛生所が実施する検査に御協力ください。

バロア病、チョーク病、アカリングア症などの監視伝染病も全国で発生しており注意が必要です。



新しい腐蛆(そ)病予防薬の適正使用

昨年9月に新たに認証された腐蛆(そ)病予防薬
タイラン水溶散について、用法用量、休薬期間を
厳格に守ってご使用ください。

◆休薬期間：集蜜期には使用しないでください。
休薬期間は28日と定められています。



国内侵入したツマアカスズメバチに注意

平成24年に初めて国内侵入が確認されて以降、
その生息域は拡大しています。このような外来種
の侵入は生態系を破壊し、養蜂業、農業へも被害
をもたらします。

丹後地域で発見した際は直ちにご連絡ください。



EUでネオニコチノイド屋外使用禁止の方向

EU(欧州連合)は蜜蜂保護のため、ネオニコチ
ノイド系農薬3種類の屋外使用禁止を決めました。

